2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈠　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び紀美野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百四十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年九月十八日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　福岡県朝倉市杷木大山字板井平一九二の一、一九二の二、一九三、一九四、一九八の一、一九八の二、一九九
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百四十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年九月十八日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　福岡県久留米市山本町豊田字東山二一一〇の一
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁及び久留米市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年九月十八日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　愛媛県大洲市菅田町大竹字堀切乙二一八、字中ノ谷乙二一九、字大谷乙二二〇、乙二二一の一から乙二二一の三まで、乙二二二、乙二二七、乙二二八、字ジョン乙二二三から乙二二六まで、字カツラサコ乙二三〇から乙二三五まで、字大地ヶ谷乙二三六の五、乙二三六の七から乙二三六の一まで、乙二三七の一、乙二三七の二、乙二三八、字ジガン房乙二四〇
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び大洲市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年九月十八日

農林水産大臣　西川　公也

一　解除に係る保安林の所在場所　徳島県美馬市美馬町字横尾七一の一（次の図に示す部分に限る。）、七一の三、七三の五（次の図に示す部分に限る。）、八六の二、八六の三
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を徳島県庁及び美馬市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年九月十八日

農林水産大臣　西川　公也

一　解除に係る保安林の所在場所　熊本県山鹿市鹿北町椎持字小川内一〇八一の三、一〇八一の五、一〇八一の七、一〇八一の八、一〇八一の一一、一〇八三の一、一〇八三の三から一〇八三の六まで、一〇八四の一、一〇八四の四、一〇八四の六、一〇八四の一〇、一〇八四の一一、一〇八四の一六、一〇八四の一七
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　解除の理由　指定理由の消滅

○経済産業省告示第百九十号

火薬類取締法施行規則（昭和二十五年通商産業省令第八十八号）第一条の四第七号の規定に基づき、火薬類取締法の適用を受けない火工品を指定する告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十六年九月十八日

経済産業大臣　小渕　優子

火薬類取締法の適用を受けない火工品を指定する告示の一部を改正する告示

火薬類取締法の適用を受けない火工品を指定する告示（平成二十四年経済産業省告示第十四号）の一部を次のように改正する。

第三十号中「もの。」を「もの」に改める。

本則に次の三号を加える。

三十二　自転車用ヘルメット型エアバッグ（圧力容器封きのものに限る。）であって、次の要件を満たすもの

イ　火薬（過塩素酸塩を主とする火薬に限る。）の量が〇・一八グラム以下であること。

ロ　圧力容器封板開放装置は、電気点火により、圧力容器の封板を開放する構造であること。

ハ　火薬を再度充填することができず、再使用できない構造であること。

ニ　圧力容器封板開放装置の外殻は、防錆性を有する材質であること。

ホ　内部の火薬が容易に取り出せない構造であること。

三十三　自動二輪車用着衣型エアバッグ（圧力容器封きのものに限る。）であって、次の要件を満たすもの

イ　火薬（過塩素酸塩を主とする火薬に限る。以下このイにおいて同じ。）の量が〇・一八八グラム以下であること。ただし、二の圧力容器封板開放装置を有する自動二輪車用着衣型エアバッグの場合には、圧力容器封板開放装置内の火薬の量がそれぞれ〇・一八八グラム以下であること。

ロ　圧力容器封板開放装置は、電気点火により、圧力容器の封板を開放する構造であること。

ハ　火薬を再度充填することができず、再使用できない構造であること。

ニ　圧力容器封板開放装置の外殻は、防錆性を有する材質であること。

ホ　内部の火薬が容易に取り出せない構造であること。

三十四　針なし注射器用アクチュエーターであって、次の要件を満たすもの

イ　点火薬（過塩素酸塩を主とする火薬に限る。）の量が〇・一五〇グラム以下であること。

ロ　ガス発生剤（硝酸エステルを主とする火薬に限る。）の量が〇・三〇〇グラム以下であること。

ハ　電気点火により、ピストン（最大変位が五十ミリメートル以下のものに限る。）を押し出す構造であること。

ニ　本体は、ステンレス鋼その他の合金製であること。

ホ　外殻は、防錆性を有する材質であること。

ヘ　内部の火薬が容易に取り出せない構造であること。

ト　燃焼室は、気密性を有し、爆発及び燃焼により塑性変形しない材質であること。

チ　作動後のピストンは固定され、燃焼室内の残ガスが外部に漏れないものであること。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。